

明日香村行財政改革推進計画 ～ 集中改革プラン ～

(計画期間： 平成19～21年度)

平成19年2月19日

明 日 香 村

目 次

I	総論	
1	行財政改革の目的	1
2	行財政改革の基本的視点	2
3	行財政改革の推進体制	3
4	行財政改革の成果と目標	3
II	各論	
第1	積極的な施策展開のための効果的財政運営	
1	積極的な施策展開のための財政運営	6
2	財政運営健全化	8
第2	社会環境の変化に対応した施策の再編	
1	事務事業の整理合理化と施策の適正な選択	11
2	民間活力の積極的な活用	13
3	情報化の推進	14
4	広域行政の推進	15
第3	時代に即応した組織・機構の再編	
1	組織・機構の再編	15
2	審議会等行政委員会の見直し	16
3	施設の管理運営の適正化	17
4	公社等の外郭団体との役割分担	17
第4	効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上	
1	定員管理・人事管理の適正化	18
2	給与制度の適正化	21
3	職員の能力開発の充実	22
第5	行政の公正・透明性の確保	
1	情報公開制度の一層の充実	20
2	問題提起型広報の充実	21
3	監査機能の一層の充実	21
第6	村民参加の一層の充実	
1	計画への村民参加	24
2	実行への村民参加	24
3	住民活動への支援・協力と住民活動団体の連携促進	25
III	行財政改革の推進に当たって	
1	行財政改革の推進期間	26
2	進行管理	26
3	村民への情報提供と村民意見の反映	26
4	議会への報告	26
◎	改善項目一覧表	27

I 総論

1 行財政改革の目的

本村では、昭和60年以後2次にわたり「行政改革大綱」並びに「行政改革大綱実施計画」を策定して全庁的な事務改善に取り組んできました。

さらに、地方分権の推進によって、地方自治体は、地域のことは自らの責任と判断で地域の実情に応じた独創的なまちづくりを進めて行くこととされ、本村でも、村民と行政との協働によるむらづくりを基本姿勢に、行政の責任領域を踏まえてそれぞれの役割分担を明確にし、村民との強固な信頼関係となるシステムづくりを進めてきました。

また、市町村合併特例法の期限切れを控えた平成15年度には、全国的に合併への取り組みが活発化し、本村でも近隣7市町村との合併の協議を行いました。合併に関する議論を尽くした結果「合併はせず自立にむけて進む」ことを決断しました。

日本の経済は低迷が続き、地方財政は、極めて厳しい状況にあります。本村でも村税、地方交付税、地方譲与税、国庫支出金など歳入の多くが減少しています。反面、歳出面では多様化する財政需要に加えて公債費や扶助費などの義務的経費が年々増加し、財政の硬直化が急激に進んでいます。

このような状況を踏まえて、硬直化した財政状況からの脱却と時代の要請に的確に応える行政体制の確立と第3次明日香村総合計画の実現を目指し、平成15年12月に「明日香村行財政改革推進計画」を策定して、財政の健全化、体制整備を進めてきました。

その後、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(H17.3.29総務省)」並びに「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(H18.8.31総務省)」によって、行政改革の集中的な実施と、目標の数値化や指標を用いて住民にわかりやすく明示した計画の公表と積極的な推進が要請されたところです。

このことを受け、計画前期(平成16～18年度)における個々の項目の進捗状況や成果、今後の課題等を検証し、後期(平成19～21年度)に取り組むべき改善項目や手法、今後の具体的な取り組みを明らかにした計画に改定し、更なる行財政改革の推進を図ります。

2. 行財政改革の基本的視点

社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化などに的確に対応し、村民が夢と希望を抱き、明日香村の地域それぞれが活力あふれるものとなって行くためには、村民に最も身近な自治体である村の果たす役割は非常に重要です。

このため、村の行財政運営を「最小の経費により最大の効果を挙げる」ことが基本原則であるとの認識のもと次のとおり推進します。

(1) むらづくりを着実にすすめるために

本村のむらづくりの最上位計画である第3次明日香村総合計画も残すところ3年となり、事業の成果や課題を検証し、一層の施策の推進によって、「生まれてよかった 住んでよかった 来てみてよかった ふるさと 明日香」の実現に向けて取り組みます。

なお、第3次明日香村整備計画事業の推進についても、随時事業内容等の精査を行って、進捗率の向上を図ります。

(2) 時代の変化に対応した効果的な行政サービスの展開

非常に厳しい財政状況下にあって、村民の意見を反映するシステムの構築と、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクルによって不断に事務事業の正当性の検証を行うことで、行政サービスの適正な選択と時代のニーズに対応した効果的なサービスを提供します。

(3) 簡素で効率的な行財政運営の推進

限られた財源を有効に活用し、時宜にかなった行財政運営を進め、住民ニーズに的確に対応したサービスの提供を行うために、臨機応変に組織・機構を見直し、職員数の削減に努めます。また、複雑化する行政課題や地方分権の時代に対応出来る職員の育成と総合調整機能の充実に努めます。

(4) 村民と行政の協働による村づくりの推進

少子・高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の中で、限られた財源と職員によって多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくためには、村民と行政との役割分担を明確にし、「できることは村民自らが進んで行う。」という行政依存体質からの転換意識の醸成に努め、村民と行政が協働して村づくりを推進して行きます。

3 行財政改革の推進体制

基本的視点に基づき、今後改革を図るべき課題を、以下の6つの柱として体系化し、それぞれ改善の基本方針と推進期間の前期（平成16年度から18年度）に実行した事項を「成果」として、後期（平成19年度から21年度）に実施すべき事項を「改善項目」として明確に示します。

- ① 積極的な施策展開のための効果的財政運営
- ② 社会環境の変化に対応した施策の再編
- ③ 時代に即応した組織・機構の再編
- ④ 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上
- ⑤ 行政の公正・透明性の確保
- ⑥ 村民参加の一層の充実

4 行財政改革の成果と目標

平成16年度から18年度の3ヶ年間に講じた改善の成果を分析した上で今後3ヶ年間に取り組むべき事項について目標数値を定め、一層の推進を図ることとします。

(1) 成果 (H16～H18)

行財政改革推進の順序としては、第一に行政職員に関する改革として職員数総数の削減、給与制度の見直しなどによる人件費を中心とした削減を行い、第二に行政組織に関する改革として行政執行経費の縮減を、第三に住民サービスに関する改革として補助金等の見直しと受益者負担の適正化の順により取り組みを行いました。

平成16～18年度に講じた改善項目別の主な事項は次のとおりです。

- ① 積極的な施策展開のための効果的財政運営
予算編成手法の見直し、第3次整備計画事業の精査、補助負担金支出のルール化、受益者負担の適正化等によって、歳入の増額努力と歳出総額の抑制に努め、同時に村民の意識改革を促進
- ② 社会環境の変化に対応した施策の再編
村税の納期前全納報奨金の廃止、慶弔金制度の縮小等により形骸化した事業の再構築と民間活力の導入、事務の効率化、徹底した事務処理経費の削減などによる事業効率の向上を推進
- ③ 時代に即応した組織・機構の再編
住民から見てわかりやすく、利用しやすい組織をめざして、行政組織を抜本的に再編しました。また、公の施設への指定管理者制度の導入、外郭団体との役割分担の明確化により、行政内部のみならず関係機関を含めた統一的な改革を実施

④ 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上

助役、収入役を廃止するとともに定員適正化計画を策定し、職員数の大幅削減に着手。人件費についても特別職を含む全職員の職員手当を中心に国の基準以下となる改正を行い、人件費総額を削減

また、職員の能力向上のため、継続的に職員研修を開催

⑤ 行政の公正・透明性の確保

情報公開の推進のため、村広報紙をはじめホームページ等の媒体を活用して迅速かつ正確な情報提供に努めた。

⑥ 村民参加の一層の充実

家庭ゴミの減量化や省エネルギーへの啓発と、地域での清掃活動、コミュニティの醸成への助成を継続して実施

(2) 今後の課題と改善項目 (H19～H21)

職員の削減、組織の再編といった行政内部における事項については、計画前期において積極的な改革を実施した結果、十分な効果を得ることができました。また、行政運営への村民参加の促進や地域コミュニティの一層の醸成、住民活動団体の育成などは、財政的効果は低いものの今後の行政運営には必要不可欠であり、計画後期の改善項目として重点的に取り組みを進めていきます。

なお、計面前期の改善項目についても再度点検し、随時適切に改善を進めます。

(3) 改善効果額・効果見込額

平成18年度までに講じた改革によって得られる効果実績額と、平成19年度以降も継続する効果の見込み額は次のとおりです。

<効果額及び効果見込み額>

(単位：百万円、%)

	効果実績額			効果見込額			合計
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
積極的な施策展開のための効果的財政運営	109	327	323	175	175	175	1,284
社会環境の変化に対応した施策の再編	30	58	68	62	62	62	342
時代に即応した組織・機構の再編	22	27	33	33	33	33	181
効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上	50	123	186	186	186	186	917
行政の公正・透明性の確保	0	0	0	0	0	0	0
村民参加の一層の充実	0	0	0	0	0	0	0
	211	535	610	456	456	456	2,724
計	累計	211	746	1356	1812	2268	2724
対当初計画達成率		7.1	25.3	46.0	61.4	76.9	92.4

平成19年度以降新たに講じる予定の改革について、効果見込額を平成18年度決算見込み額を基礎にして試算した結果は次のとおりです。

＜効果見込み額＞

(単位：百万円)

	効果見込額			合計
	H19	H20	H21	
積極的な施策展開のための効果的財政運営	12	25	30	67
社会環境の変化に対応した施策の再編	5	7	11	23
時代に即応した組織・機構の再編	13	13	12	38
効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上	42	83	108	233
行政の公正・透明性の確保			▲2	▲2
村民参加の一層の充実				
計	72	128	159	359
果 計		200	359	

(単位：百万円)

	効果実績額			効果見込額			合計
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
計画前期 (H16～H18)	211	535	610	456	456	456	2,724
計画後期 (H19～H21)	—	—	—	72	128	159	359
効果見込額	211	535	610	528	584	615	3,083
当初計画見込額	327	315	646	549	537	675	2,949

(4) 財政見通し

(単位：百万円)

		H16	H17	H18	H19	H20	H21
行革計画推進前	歳入	3,553	3,029	2,900	2,941	3,137	3,168
	歳出	3,699	3,467	3,493	3,469	3,796	3,976
	差引	▲146	▲438	▲593	▲528	▲659	▲808
行革計画推進後	歳入	3,758	3,324	3,187	3,326	3,264	3,308
	歳出	3,693	3,227	3,170	3,326	3,352	3,501
	差引	65	97	17	0	▲88	▲193
	累積差引	—	—	—	0	▲95	▲288

※ 平成18年度普通会計決算見込額を基礎に積算

収支不足額は、財政調整基金等の繰入により収支の均衡を図ります。

Ⅱ 各 論

第1 積極的な施策展開のための効果的財政運営

1 積極的な施策展開のための財政運営

自主財源が減少傾向にある財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応するためには重点化など限られた財源を有効に活用しなければなりません。

また、一方では村民ニーズに応えたむらづくりを計画的かつ着実に推進するために毎年度安定した財源の確保に努める必要があります。

(1) 効果的、効率的な財政運営

本村は、財政力指数 0.265(平成17年度)、経常収支比率 94.1%(平成17年度末)と脆弱なうえ、非常に硬直化した財政状況の下で、積極的な施策展開のため、これまでも事務事業の見直しや、経常的経費の節減による財政運営を行ってきました。

しかし、世界的な不況の中で、依然として先行きは不透明、かつ、国の構造改革などの推進によって、財政状況は一層厳しい状況に陥ることは周知の事実となっています。

このような中で、事業の実施に当たっては、情勢の変化に柔軟に対応し弾力的な運用を行い、より効果的、効率的な財政運営に努めます。

(成 果)

① 予算編成の改善 (H16～H18)

平成17年度の予算編成では、「経常経費」、「補助費等」、「政策的経費」の3区分要求査定方式を、平成18年度には、経常経費の配分方式を導入し、予算編成作業の効率化を推進

② 第三次明日香村整備計画の見直し (H16)

計画の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて、中間年度見直しを実施し、事業の更なる進捗

(改善項目)

① 予算編成の改善

予算編成においては、状況に応じた手法を柔軟に取り入れながら、効率的で質の高い編成作業に改善

② 予算編成における事務事業評価の反映

事務事業評価の導入検討とともに費用対効果などの評価が予算編成に反映するよう評価方法及び評価結果の数値化を検討

③ 第3次明日香村整備計画事業の推進

第3次明日香村整備計画事業について、過去の年度の進捗状況を踏まえながら、社会経済情勢の変化や国・県の制度改正、住民ニーズの変化に伴う事業の要否など、それぞれの事業について緊急性、重要性、有効性などの観点にたち、優先順位を設定するなどの取捨選択を行い着実な実行を図る。

④ 公共工事のコストの縮減

国の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を基に、公共工事コスト縮減に関する計画を策定し、公共工事のコスト縮減を図る。国の指針に示されるとおり、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減、といった観点での「総合的なコスト縮減」に取り組む。

(2) 補助金・負担金の効果的執行

補助金・負担金については、平成16年度に補助金交付要綱を定めて、補助基準を統一しましたが、補助目的を達成したものやすでに補助効果の薄れたものなどが生じているため、村の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を毎年度検証し見直しを行います。

(成果)

① 補助金の見直し (H16～H18)

「補助金等交付要綱」を策定し、運営費補助から事業費補助への転換を図り、各種団体への助言指導を実施

② 負担金の見直し (H16～H18)

各自治体が構成員となっている協議会等について、行政運営上若しくは住民サービスに弊害のないものは、可能な限り協議会等からの退会又は休会の意思表示をし、若しくは会の解散、運営方法の変更等を提案

(改善項目)

① 補助金の見直し

各種団体等への補助金交付は、補助の目的、あり方などについて、十分な理解を求め、効果的な執行に努める。また、法令等の定めにより、財源を伴って補助する場合には、事業毎に補助金交付基準を策定し、適切執行を図る。

② 負担金の見直し

国、県及び広域連合等に対する負担金については、社会保障分野を中心に広域化が加速することが予測され、広域処理に伴い費用が増加することから、構成機関等と十分協議を行い縮減に努力する。

2 財政運営健全化

本村の財政状況は、自主財源が減少し、かつ、経済社会の低迷、加えて国の構造改革により、依存財源の急激な減少が続いています。歳出においても公債費や扶助費などの義務的経費が増高し、財政の硬直化は進む一方です。このような財政状況を改善するためには、徹底した事務事業の見直しによる行政経費の節減と人件費や公債費などの抑制を図るとともに、自主財源の確保と受益者負担の適正化に努め、財政運営の健全化を図る必要があります。

(1) 村債発行の適正化

新たな時代に対応した活力あふれる明日香村を実現するためには、積極的な事業展開が必要であり、その財源としての村債の果たす役割は極めて重要です。

しかし、地方債は本来、財政支出と財政収入の年度間調整機能、住民負担の世代間での公平性確保機能、一般財源の補完機能、国の経済政策との調整機能を目的としており、単に事業実施に対する財源措置として発行するものではなく、地方債残高の著しい増加は、次の世代に過度な負担を求めることとなるため、地方債の発行や将来の公債費を一定の水準以下にとどめる必要があります。

なお、平成18年度には、「許可制」から「協議制」に制度改定され、自己の責任において地方債を発行することとなったため、制度を十分に踏まえ、地方債の発行に留意しなければなりません。

(成果)

① 村債残高の圧縮 (H16～H18)

村債発行額の抑制、減税補てん債の一括償還の実施により、平成14年度末残高43億6,590万円(普通会計ベース)を平成18年度末見込み残高では、6億4,500万円減少し、36億7,221万円縮減

② 有利な地方債の選択 (H16～H17)

村債を発行する場合には、地方交付税措置のあるものとし、資金手当としての村債の発行は行わず、銀行等縁故資金分の一部については、見積入札により、低利で有利な資金を確保

(改善項目)

① 地方債依存度(歳入に占める地方債の割合)はおおむね15%以内、起債制限比率は15%以内を上限とする。

② 村債残高の圧縮

村債残高を普通会計ベースでは平成18年度末見込み36億7,221万円に比較して、約7億円程度圧縮し、平成21年度末30億円以内を目指す。

また、上水道事業、下水道事業、簡易水道事業及び国保診療所事業に係る公営企業債の起債残高は30億4,117万円となり、公営企業債は償還期間が長期かつ

年度毎の元金償還額が少額であることを踏まえて、元金償還額以内での借入を基本とし平成 21 年度末 30 億円以内とし、普通会計ベースと併せて 60 億円以内を目標とすることで、公債費の削減を目指す。

③ 有利な起債の選択

村債の発行にあたっては、従来に引き続き交付税措置のある起債を原則とするとともに、常に金利動向に留意し、有利な資金を活用する。

④ 地方債償還額の平準化

繰上償還や高金利の地方債にあつては借換債の発行を引き続き要望し、償還額の平準化及び縮減を図る。

⑤ ペイオフ対策

ペイオフ制度の全面解禁に対応するため、関係金融機関の財務情報をもとに捉え、預貯金総額との均衡を考慮しながら村債の発行にあたる。

(2) 受益者負担の適正化

使用料・手数料は、利用するものと利用しないものとの間の「負担の公平性」を確保するため、受益の程度に応じた額の設定が必要です。このため、料金算定にあたっては、基礎とするべき経費の基準を定めるなどして負担の適正化を図ります。

なお、改定にあたっては、負担の急激な増加に配慮し、50%以上の引き上げは避け、定期的な見直しを行うこととします。

(成 果)

① 使用料の見直し (H17～H18)

- ・平成 17 年度より健康福祉センター及び中央公民館の施設利用料を、平成 18 年度には、学校施設の夜間開放に伴う夜間照明経費の一部負担金の見直しを実施
- ・村立幼稚園の入園料及び保育料を平成 17 年度入園児から改定し、急激な費用負担を避けるため、平成 17 年度から平成 19 年度までは、段階的経過措置を実施

② 手数料の見直し (H16)

- ・諸証明手数料は、県下市町村の状況、費用積算を行った結果現行料金を維持
- ・一般家庭ごみ袋の有料化について「ごみ問題検討委員会」等により審議を重ね、有料化はせず排出量の減量対策の推進によって処理経費の縮減を目指す。

③ 公営企業会計及び特別会計の使用料の見直し (H17)

水道、下水道工事登録業者の登録手数料を改正

(改善項目)

① 使用料の見直し

使用料の算定の基礎は、住民が利用する施設部分に係る経常的な管理運営費(施設維持費及び管理人件費)をもって算定基礎額とし、施設の設置目的・性格

や民間との競合などを考慮して、使用料を設定する。

② 手数料の見直し

法令により手数料の基準が定められている場合以外は、サービスに要する人件費、物件費及び機器類の原価償却費相当額の全てを算定基礎額とし、その全額を利用者の負担とすることを原則とする。ただし、政策的な観点から、必要に応じ、減額する場合がある。

③ 使用料・手数料の定期的な見直しの実施

経済情勢の変化などにより算定基礎額が変動し、長年据え置いたままとしておく、算定基礎額との乖離も著しくなり、負担の公平性が損なわれることが懸念されること、また、急激な受益者負担の増加を避けるためにも、3年に1回を目途に定期的に見直しを行う。

④ 公営企業会計及び特別会計に係る使用料等の見直し

独立採算性の原則を基本として収支計画にのっとり適正な算定基礎に基づく料金又は使用料を設定する。

(3) 財源の充実のための活動

地方分権の推進や新たな社会経済の変動に、地方自治体が自主的に対応し、真の地方自治を確立するためには、安定した財源の確保が必要です。人口の減少傾向に歯止めをかけ、村税収入を確保する観点からも地域別の整備方針と土地利用方策の整備が必要です。

なお、明日香村の村域の保全は国家的な見地からも非常に重要な課題であることを国、県、村が共通認識し、歴史的風土の保存と住民生活の安定にむけた支援システムづくりを行わなければなりません。

(成果)

① 財政的支援の要請 (H17)

歴史的風土創造的活用事業交付金は、平成17年度以降5年間の追加交付が認められ、国1億2,500万円、県3,125万円に増額

(改善項目)

① 土地利用方針の推進

市街化区域内における農地の宅地化、商業施設の誘致、産業施設の集約化を積極的に推進するとともに、空き家バンク事業等による既存集落への定住人口の増加促進を図る。

また、既存集落への人口誘導を図るうえで、本村の基幹産業である農業の新規就農への支援策を確立する。

② 関係機関との連携強化

- ・飛鳥古京を守る議員連盟への積極的な働きかけ
- ・国、県及び村で組織する明日香村整備計画推進連絡会の定期開催を図る。

③ 財政的支援の要請

- ・歴史的風土創造的活用事業交付金の平成21年度までの継続交付は確定したが、一層の増額や交付期間の延伸を積極的に要請する。
- ・臨時財政対策債に相当する特例的村債の創設を強く要望する。

④ 新たな財源の検討

歴史的景観を良好な状態で守り伝えるためには、村民の努力だけでは限りがあり、全国民に対する保存事業のための理解を求め寄附金や新たな税などの財政的支援策の導入検討を進める。

第2 社会環境の変化に対応した施策の再編

1 事務事業の整理合理化と施策の適正な選択

限られた財源及び職員を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開していくため、行政の守備範囲の検討、事務事業の整理合理化と効率化など行政の各分野における改善を行います。

(1) 行政の守備範囲の妥当性

事業目的の明確化、適正な経費負担の確立など効果的な財政運営を図るため、村民と村の役割を明確にし、簡素で効率的な行財政の体制を確立します。

また、従来行政が実施してきた事務事業であっても、住民サービスの低下が生じないと判断される部分については、民営化、事業縮小、事業廃止などを検討します。

(成果)

① 健康福祉センターの運営 (H18)

施設利用の一層の促進と、維持管理の効率化を図るため、指定管理者による施設管理を開始

(改善項目)

① 健康福祉センターの運営の検証

指定管理者による施設運営をしているが、浴場は、周辺地域での民間事業者の進出、浴場プールの沈静化などにより来館者数が減少傾向にあること、また、設備備品等の老朽化対策が必要になると予想されることから、施設運営方針について、指定管理期間が終了する平成20年度末を目途に検討する。

② 国民健康保険直営診療所の検証

明日香村における地域医療体制の実態、経営状況、医療設備の充実等診療所を取り巻く環境を適正に判断し、今後の運営についての検討を進める。

(2) 村民ニーズとの適合性

多様な村民ニーズに的確に応えていくため、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進し、新たな事務事業の着手に当たっては、目的、効果などから施策の優先順位を厳しく選択するとともに、可能な限り検討段階から積極的に情報提供を行うなど、村民ニーズの把握に努めます。

また、時代の流れや社会情勢の変化などにより既にその役割を終えたり、内容や実施方法が硬直化し効果が小さくなっているなどの理由により、整理合理化を図っても村民サービスの低下が生じないと判断されるものについては、廃止若しくは実施方法の変更、施策の再編などを行うこととします。

(成果)

- ① 平成17年度課税分から県村民税及び固定資産税にかかる納期前全納報奨金制度を廃止 (H17)
- ② 慶弔制度の整理統合 (H17)
 - ・慶 事：95歳以上長寿訪問、100歳長寿並びに敬老お祝い金制度を廃止し、米寿訪問事業に統一
平成18年より米寿訪問を誕生日毎に訪問
 - ・弔 事：村内在住者死亡時の香料を廃止し、板橋一対のみに変更
 - ・その他：交際費支出となる見舞金等については、情報公開制度、公金支出の妥当性などを考慮して廃止
- ③ 学校開放の推進 (H18)
既開放施設に加え、新たに小学校体育館の施設開放を開始

(3) 事務事業の見直し

村民に対する行政サービスの迅速かつ効果的な提供を図るため、必要以上の規制や村民の負担となっている手続やシステム、社会情勢などの変化に対応していない基準や制度などの改善を図ります。

(成果)

- ① 施策の効率的な推進体制の確立 (H16)
庁議、課長会を定例日開催とすることで、組織全体の連携強化と政策情報等の共有化を促進
- ② 村内配布文書の削減 (H16～H18)
各戸配布文書の配布時期の統一化と、広報紙への折り込みの削減により、文書の減量を推進

③ 事務の迅速化 (H17)

行政組織の再編に併せ、処務規程、事務決裁規程の一部改正により意志決定の迅速化、決裁権限（専決権）の拡大、事務処理時間を短縮するための事務処理手順の統一化を整備

④ 被服貸与制度の基準の改正 (H17)

被服貸与については、使用頻度・耐久年数に見合う基準に延長。また、女子職員への事務服（制服）の貸与を廃止

⑤ 出張旅費制度の改正 (H16～H18)

原則公用車による出張、上京等においても可能な限り日帰りとするなど実態に応じた旅費制度の選用の徹底を推進

(改善項目)

① 全庁的施策の効率的な推進体制の確立

庁的施策の推進に当たっては、内部連絡調整機能の強化により緊密な連携体制によって、一層の効率的な事業展開を図る。

② 村内配布文書の削減

村内配布文書の削減は、大字の負担軽減はもとより、ゴミの減量化、自然環境保護対策としても、引き続き取り組みを行う。

③ 事務の迅速化

住民サービスを安定的に提供するとともに、事務処理時間を短縮するため、事務改善を引き続き推進する。

④ 出張旅費、報酬等の口座振替払化

現金取扱上の事故防止や簡素化を図るため、口座振替払化を推進

⑤ 庁内配布文書や事務用消耗品等事務経費の削減する。

情報公開コーナーの充実活用による共有資料化、庁内LAN、文書管理ソフト「DocuWorks Desk」の活用による電子データ化の推進など、事務経費の一層の節減を図る。

2 民間活力の積極的な活用

現在、村が直接行っている業務のうち、民間の活力を活かすことにより効率的かつ効果的に住民サービスを提供できる分野については、積極的に業務の民間への委託化（臨時職員、嘱託員の活用を含む。）を推進し、簡素で効率的な執行体制を確立します。

また、国においては、「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会」が組織され具体的な事例や手法が議論されていることを踏まえ改めて民間活力の活用に取り組むこととします。

民間活力の活用にあたっては、「住民サービスの低下を招かない」ことを原則として次の基準により推進します。

- ・継続的に仕事がない業務
- ・単純労務及び施設の維持管理業務
- ・高度な専門的知識や技術を必要とする業務
- ・行政が行うよりも効率的で住民サービスの向上に繋がる業務

(成 果)

- ① 小学校スクールバスと村内循環バスを統合することでそれぞれの事業の効率化及び運転業務のアウトソーシングを実施 (H16～H18)
- ② ごみ収集業務従事職員の高齢化による退職者は原則不補充とし、派遣職員、日々雇用職員等により対応 (H16～H18)

(改善項目)

- ① 車輛運転業務
公用バス及び幼稚園バスは、車両の耐用年数、従事職員の欠員など個々の事情に応じ、段階的に委託運行方式に移行する。
- ② ごみ収集業務
収集体制全般を見直し、直営または委託化する業務を整理し、収集効率の向上と適切な収集を図る。
- ③ 学校給食調理業務
本村の特色でもある「地場産品による手作りの給食」を基本理念にセンター調理方式を維持するが、施設の老朽化が進行しているため施設の更新を含めた給食センター全般についての検討に取り組む。

3 情報化の推進

本村では、住民基本台帳システムや税情報などの導入をはじめ、これまでも積極的にOA化を進めてきましたが、全庁的な情報化システムを構築し、分野を超えた情報の共有化や有効利用を推進するとともに、多様化し増大する住民ニーズに対して迅速且つ的確に対応し、村民サービスの向上、地域経済の活性化、行政運営の効率化を推進します。

(1) 行政の情報化の推進

個人情報保護制度に十分配慮しつつ、事務処理を迅速化、効率化するため、情報の共有化を促進し、行政の情報化を推進します。

(成 果)

- ① 庁内LAN及びLGWAN（総合行政ネットワーク）の構築 (H16～H18)
庁内LANの構築により「一人一台PC」を実現し、事務連絡の迅速化、情報の共有化により、迅速な対応を実現
- ② 情報化の推進 (H17)
インターネットによる情報提供を推進するため、「明日香村 Web サイト（ホー

ムページ)」のリニューアルを行い、行政情報、観光振興情報を提供
(改善項目)

① 情報ネットワークの利活用

事務処理全体の情報化や効率化を一層進めるため、事務連絡の電子メール化、行政情報の共有化を引き続き促進する。

4 広域行政の推進

日常における経済圏や生活圏はますます広がりを見せ、これに伴い広域行政が果たす役割はさらに拡大しています。この状況に対応するため、国や県の動向を踏まえながら、関係市町との連携を強化し、協力体制の整備を図り、生活基盤の充実を進めます。

(成果)

① 消防事務の広域化 (H17)

消防、救急業務の一層の充実強化を図りながら、財務執行の適正化と経費の削減のため、構成市町村財政担当課による会議を定期的に関催

② 障害福祉事業の制度改正にともない「橿原市高取町明日香村障害認定審査会」を共同設置 (H18)

(改善項目)

① 消防事務、観光対策事務、保健・福祉事務の広域化の一層の促進と近隣市町との連携の強化を図ります。

第3 時代に即応した組織・機構の再編

1 組織・機構の再編

第3次総合計画を着実に推進し、村民が健康で文化的な生活環境のもとに歴史的文化的遺産と一体となった自然環境の中で、文化的・経済的に豊かなふるさと明日香の実現をめざした村づくりをすすめるため、多様な行政需要に迅速かつ柔軟に対応できるシステムの構築に努めます。

(1) 組織・機構の再編

部制の廃止、課の統廃合、グループ制の導入により機動力のある組織とする。

(成果)

① 縦割り行政の弊害を取り除き、村民から見てわかりやすく、利用しやすい組織とするため、各部・課に分散している関連業務を一元化

平成17年4月、組織の再編を実施

- ・ 部制度を廃止
- ・ 11課1局を6課に統合（教育委員会事務局を含む）
- ・ 執務室の整理統合

（改善項目）

- ① 再編した組織体制に固執することなく、行政需要に応じた組織が基本との認識にたち、必要に応じ柔軟に対応できる体制を構築する。

（2）内部事務の効率化

事務処理の効率化を図るため、組織内部の機能・権限の整理などを行うとともに、庁内会議などの効率化を図ります。

（成果）

- ① 会議の迅速化と連絡調整を確実にを行うため「庁内会議開催マニュアル」を策定
- ② 内部調整機能、内部チェック機能を強化（H16）
- ③ 施設、出先機関等の権限は、指定管理者制度の導入により明らかとなり、直営施設は、例規の整備によって明確化した。（H18）

2 審議会等行政委員会の見直し

審議会等（審議会、協議会、委員会等。以下同じ）の中には、すでに当初の設置目的を達成したり、形骸化したりしているものも見受けられるため、本来の設置趣旨が生かされているか、効果的な運営がなされているかといった観点から随時見直しを行います。

（成果）

- ① 個々の審議会等について、法的根拠の有無、設置の有意性を調査し、存続、縮小して存続、廃止を決定（H16～H18）
- ② 委員報酬については、実態に応じた整理を実施（H16～H18）

（改善項目）

① 見直しの視点

ア 廃止するもの

すでに当初の設置目的を達成したものについては、廃止する。

イ 終期を設定するもの

事業実施時期を考慮して終期を設定し効率的な運営を図る。

ウ 委員数を縮小するもの

委員数は必要最小限度にとどめる。

エ 委員等報酬の見直し

職責が多様であり画一的な報酬体系は採れないものの、実態に応じた整理を行う。

3 施設の管理運営の適正化

施設数の増加に伴って増大する管理運営費の抑制と施設の有効利用を図るための方策を講じます。

(成果)

- ① 各施設に共通する委託業務（警備保障、消防設備点検等）については、入札、統一交渉等により10%以上の委託費の圧縮を実施（H16）
- ② 施設毎に指定管理者制度導入の要否を検討し、5施設について制度を導入
 - ・平成17年度導入 明日香村農林産物等交流促進施設（あすか夢販売所）
 - ・平成18年度導入 明日香村健康福祉センター
明日香村立明日香民俗資料館
南都明日香ふれあいセンター犬養万葉記念館
明日香村農林産物等交流促進施設（明日香の夢市）
- ② 個々の施設の維持補修経費については、向後5年間程度の計画を予算編成時に策定精査し、随時洗い出しを実施（H16～H18）

(改善項目)

- ① 住民発議による良好な施設の管理・運営が可能となり、利用者の自由度が高まるようなシステムづくりを検討する。
- ② 単一目的施設の多目的利用、閑散期における広域利用を検討する。

4 公社等の外郭団体と村との役割分担

公社等の外郭団体は、各団体の設立趣旨に照らし、存在意義を整理し、統合するなどの条件整備を図っていく必要があります。

特に、村が設立主体である次の団体については、団体の自主・自立性の強化と団体業務の再編との二つの観点から、改善を図ります。

財団法人 明日香村地域振興公社

財団法人 明日香村観光開発公社

社会福祉法人 明日香村社会福祉協議会

(1) 団体の自主・自立性の強化

(成果)

- ① 団体の自立性を促進するため、村職員の出向等を必要最小限に抑制（H16～H18）
- ② 公の施設の管理委託業務を、指定管理者制度に変更（H17）

(改善項目)

- ① 行政効果と経費の低減化の観点から、団体への委託事務を見直す。

- ② 団体に対し、経営改善策の指導・助言を行う。

(2) 団体の業務の再編

(改善項目)

- ① 観光開発公社と地域振興公社の連携強化によって、類似業務の共通化を行い、歴史風土の保存と豊かでゆとりある地域づくりに寄与し、業務の効率化を図る。
- ② 公益法人制度改革に対応できるよう万全な体制を整備する。

第4 効果的な行政運営と職員の企画立案能力の向上

1 定員管理・人事管理の適正化

行政運営において「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、職員数をできるかぎり抑制しながら適正な職員配置を行っていくとともに、職務に対する意欲の向上や公務員倫理の醸成が図られるような人事管理を行います。

(1) 特別職等のあり方

常勤及び非常勤の特別職の体制及び報酬額について一層のスリム化を目指します。

(成果)

- ① 村長が組織を統括することとし、助役（平成16年10月14日から）及び収入役（平成17年4月1日から）を条例により置かない。
- ② 常勤及び非常勤の特別職の職員の給与及び報酬額について、平成16年4月に平均3.9%、平成18年4月に平均2.4%合わせて6.3%の引き下げを実施
- ③ 常勤及び非常勤の特別職への期末手当について、基礎額加算及び役職加算部分を全廃し、約32%の削減を実施（H16）
- ④ 議会においては、平成17年7月より議員定数を2名減し、10名に改定

(改善項目)

- ① 地方自治法の一部改正による執行体制は次のとおり
 - ・「副村長」は条例により置かないこととする。
 - ・「会計管理者」に対応する関係例規を再整備する。

(2) 定員管理の適正化

職員数の抑制と適正な職員配置を実現するため、事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化、民間委託、OA化等を積極的に進め、「少数精鋭主義」を目指した定員管理を推進します。

定員適正化計画（抜粋）

平成18年4月1日現在の職員数103人を基準に、23人を削減し、本計画期間中に職員数を80人とすることを目標とします。

(1) 計画期間

平成18年度から平成21年度までの4カ年間とする。

(平成22年3月31日の目標職員数の設定を行う。)

(2) 定員適正化の目標

平成18. 4. 1	職員数	A	103人
平成22. 3. 31	職員数	B	80人
削減目標職員数	C	(A-B)	▲23人
削減率	$C/A \times 100$		22.3%

年次別目標数

(単位：人、百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	最終目標
年度当初職員数	115	109	103	98	92	88	80
年度中増減見込数	▲6	▲6	▲5	▲6	▲4	▲8	
定年退職		▲1	▲1	▲1	▲1	▲3	
高齢退職	▲3	▲4	▲1	▲2			
退職優遇	▲1		▲2	▲2	▲3	▲3	
普通退職	▲2	▲1	▲1	▲1	▲2	▲2	
採用					2		
人件費影響削減額	45	45	35	40	25	55	250

(3) 職員数削減方策

職員の年齢構成に配慮し、一定の新規採用を確保するなど組織の活力を維持しながらも、新規採用を可能な限り抑制することに努め、早期高齢退職と併せて、満35歳以上での「退職優遇措置制度」により職員の早期退職を促進するとともに、少数精鋭によるスリムな執行体制の確立を目指す適正な職員の配置を行い、必要に応じて非常勤職員の活用などに住民サービスを低下させることなく、職員数の削減を進めていきます。

(成 果)

- ① 平成21年度末職員目標総数を80名とする「定員適正化計画」を平成18年4月に策定し、計画に基づき定員管理を推進

計画の概要 ・計画期間：平成18～21年度（4年間）

・目 標：平成21年度末 80名（退職25名、採用2名）

・削減方策：早期高齢退職及び退職優遇措置の活用により削減

- ② 高齢職員に係る早期勤奨退職制度の適正運用、退職優遇措置条例の制定等により、平成17年度末で計画当初に対して、13名減の103名に削減

(改善項目)

- ① 新たな定員適正化計画に基づいて、行財政改革の進展を勘案しながら計画的に職員数を削減する。
- ② プロジェクトチームの活用や課を超えた相互応援体制の強化を推進する。
- ③ 業務を効率的に執行するため、職員では対応できない特殊性、専門性のある業務についてのみ、短期的にその知識・技能を持つ嘱託員や臨時職員などの定数外職員の活用を検討する。

(3) 人事管理の適正化

職員の志気高揚を図るためには、「公正な評価と処遇」が不可欠であり、年功序列的傾向の強い人事管理から、職員個々の能力を公正に評価し、処遇する人事管理への転換を図ります。

(成 果)

- ① 平成17年度人事院勧告により、公務員給与制度が一新され併せて人事評価制度の確立が求められたことを契機に、従来の評価制度の充実を図り、新たな評価制度を導入 (H18)

新制度の概要 ・目 的：○ 能力、実績に基づいた人事配置の資料

○ 能力、実績に応じた昇任等に活用

○ 職員の指導育成や研修のための資料

○ 昇給、勤勉手当への反映

・対象職員：村長、教育長及び嘱託職員を除く常勤の職員

・評定期：毎年10月1日基準

(改善項目)

- ① 幅広い視野を持った職員を養成するため、採用後の一定期間に複数の行政分野や業務を経験する職員育成型人事ローテーションを確立する。
- ② 人材の有効活用を図るため、各分野における専門的な知識・技量を生かすことのできる制度の導入を検討する。
- ④ 広範な職域において、女性職員の管理・監督者への登用を図る。

- ⑤ 窓口や施設利用時間の延長などに対応するため、必要に応じて時差勤務制の拡大を図る。
- ⑥ 職員が「全体の奉仕者」として公共の利益のために職務を遂行し、村民に信頼される公正な行政運営を確保していくため、公務員倫理の確立を図る。そのため、慣行も含めて改めるべきものは早急に改め、綱紀粛正、服務規律の確保に全庁を挙げて取り組む。

2 給与制度の適正化

地方公務員の給与には、次の三原則があります

- 職務と責任に応じたものであること（職務給の原則）
- 国や他の自治体、民間の給与を考慮したものであること（均衡の原則）
- 条例で定めること（給与条例主義の原則）

こうした原則を踏まえ、村民の理解が得られ、職員の勤務意欲向上につながる「職務や勤務実態に応じた給与」を実現するため、給与制度についての見直しを行います。

（成果）

① 管理職手当（H17）

組織・機構の再編に伴い、管理職員数を削減したうえで課長、課長補佐の管理職手当を改定

課長級 12%を 15%に 課長補佐級 7%を 10%に改定

② 期末勤勉手当に係る役職加算（H16）

期末勤勉手当に係る役職加算制度を全廃

③ 調整手当（H18）

平成 17 年度給与制度改正に伴い調整手当（3%）を廃止し、新たに創設された地域手当について、近隣市町とのバランス、県出先機関等の体制を考慮して 2%に設定

④ 特殊勤務手当（H17）

税務、運転、清掃員、企業職等の特殊勤務手当を全廃

⑤ 早期勧奨退職制度及び職員の退職優遇措置

高齢退職者取扱要綱に基づいて、適正に取り扱うとともに、職員への退職優遇措置として、満 35 歳以上の職員が退職する場合には退職手当算定基礎額を年齢に応じて加算（最大 50%）する条例を制定

⑥ 高齢職員に対する取扱（H16）

満 58 歳に達した後、最初の 4 月 1 日をもって一般職員となる「役職定年」を採用

(改善項目)

① 地域手当の改定

地域手当は年次的に廃止に向け検討する。

3 職員の能力開発の充実

多様化する住民ニーズに応え、新しい施策を展開していくためには、職員の能力を高めるとともに、新たな時代に対応する意識改革を図っていくことが必要であることから、平成18年6月に定めた「明日香村人材育成基本方針」を基に職員の能力開発に積極的に取り組みます。

(1) 政策形成能力の育成

- ① 新しい時代の地方自治に対応する政策課題研修の充実
- ② 施策等の住民への提案能力や説明能力を高める研修の充実
- ③ 調整能力、対外的折衝能力、説得能力などの対人能力や理論的思考を育成する検討能力研修の充実
- ④ 行政の情報化に対応する情報処理能力を高める研修の充実
- ⑤ 村民の自主的活動を支える意識を醸成する研修の充実

(2) 管理者能力の養成

- ① 職員のメンタルヘルスや勤務意欲向上を図る職場管理能力の養成
- ② 職場研修の活性化を図るため、管理者のリーダーシップの養成
- ③ 職員の能力及び勤務実績を公平に評価する能力の養成

(3) 経営感覚の養成

- ① 事務事業の有効性、効率性等の評価能力の養成
- ② 経営感覚及びコスト意識の醸成
- ③ 住民サービスを向上させる意識の醸成

第5 行政の公正・透明性の確保

1 情報公開制度の一層の充実

村づくりは、行政だけで実現できるものではなく、村民と村が一体となってはじめて可能となるもので、村民に理解され信頼される村政の実現が不可欠であり、その前提として、村民がいつでも、欲しい情報を入手できるよう、個人情報保護制度を遵守しながら、情報公開の一層の充実を図ります。

(成 果)

① 行政情報化の公開及び迅速化

情報を広く村民に提供するためにインターネット、広報紙、パンフレット等のあらゆる媒体を活用しながら、正しい情報を詳細かつ迅速に提供するよう努めた。
なお、ホームページを観光情報重点型から行政情報重点型へリニューアルを実施

2 問題提起型広報の充実

村民が村政に対し関心を高め、村民参加の村政を推進するため、村民自らがまちづくりに参画できるよう、行政情報の積極的な提供が必要であり、村民が村政の課題について考えやすい形で提供する問題提起型の広報を拡充するとともに、情報を容易に入手できるように、行政広報の改善を図ります。

(改善項目)

① 行政事務全般にわたる広報指針の作成

行政情報の提供が部門ごとに均衡を欠いたり、透明性が薄れたりしないよう、行政事務全般に活用できる「広報活動の指針」を作成する。

② 広報媒体の検討

各種情報の提供に当たっては、広報誌、インターネット、メディアの活用など、最新の情報を適正に提供し、情報が共有できる体制整備を推進する。

3 監査機能の一層の充実

行政事務全般について、常に公正な執行を確保するとともに、効率的でより高い行政効果を挙げるために、内部監査機能の充実を図ります。

(1) 内部監査の充実

事業執行に当たっては、公正・公平・透明性の確保に努めています。また、予算執行では不適切な支出が発生しないよう書類審査と内容のチェックに努め、一層の機能の強化を図り、より公正で透明な事務への改善を進める。

(2) 監査制度の強化と行政監査の推進

村民ニーズの変化に対応し、効果的、効率的な行政運営を行うためには、監査制度の強化を図り、行政事務の公正・透明性を確保することが大切です。

(改善項目)

① 行政監査機能の充実

監査委員事務局の機能を強化し、従来の財務に関する事務を主眼とした監査

を一層充実したものにすると同時に、一般行政事務全般にわたって、その有効性、効率性等に着目して実施する行政監査への取り組みを積極的に推進する。

② 外部監査の導入

監査機能の一層の強化を図るため、外部監査制度の導入を検討する。

第6 村民参加の一層の充実

1 計画への村民参加

住みよく暮らしやすい村づくりには、行政の方だけではその実現が困難であり、村民の積極的な参加と協力が不可欠です。

このことから、計画策定過程から村民と行政とがともに考え、ともに歩むことを基本とし、村づくりのいろいろな分野において計画策定過程から情報提供を積極的に行い、村民合意を形成しながら村民参加の取り組みを進めます。

(改善項目)

① 計画、事業について検討段階からの公表

村民参加は村民と村が情報を共有することが出発点である。このため、計画や事業について、審議会委員の公募、ワークショップの開催、パブリック・コメントなどにより、村民の意見が反映される制度導入を目指す。

② 審議会、委員会などの公開

村が策定する各種計画への村民の関心を高めるため、計画策定にあたって設置される審議会、委員会などの審議、検討の内容を公開する基準などについて検討する。

③ 住民で組織する委員会の導入を検討する

住民主体の自治の実現を図るため、村政の運営に関して必要な調査研究、まちづくり活動、まちづくりの啓発などを住民が主体となって考え、行動する組織の導入を検討する。

2 実行への村民参加

行政分野における村民参加は、計画策定だけではなく実行、管理運営などの各段階においても参加を進めることが大切です。

村民参加を進めていくため、村民と村の役割分担を明確にし、村民の日常生活に関わるような身近な課題から村政の基本に関わるような広範な課題について、村民と村が協働していく仕組みづくりと村民が積極的に参加できるような環境づくりに努めます。

(1) 身近な活動への村民活動

ごみの減量や資源化、省エネルギー、居宅周辺の清掃などの個人レベルから、公園や地域の史跡地などの維持管理、まちなみの美化、自主防災組織などの大字レベルでの身近な活動を進めていくためには、村民自らが話し合い、提案し、実行するよう努める必要があります。

このため、村としても村民が、村政に対する権利と責任について理解を深めるとともに、できるだけ広い分野で気軽に参加できるような環境づくりを進めます。

(改善項目)

① 村民参加の意識の醸成

村民のまちづくりに対する参加意識、権利と責任の認識などを高めるための啓発活動を行う。

② 村民参加を図る環境づくり

村民がまちづくりに気軽に参加できるよう、その環境づくりをいろいろな分野で進めていくとともに、村民の積極的な参加を促す。

(2) 村民と村の役割分担の明確化

計画策定段階からの積極的な村民参加とともに、その目標達成のために村民が果たす役割は重要であり、参加に伴う村民の責任を村民自らが意識することが大切です。

このため、計画策定から実施及び管理運営段階に至るまで、村民と村の役割分担を明確にし、村民と村が共に歩む仕組みづくりを進めます。

(3) 男女共同参画によるまちづくりの推進

本村では、これまでも女性の社会参加を積極的に支援するとともに、計画策定などの場における女性の参画を拡大し、あらゆる分野における「男女共同参画社会」の形成を積極的に推進しました。

今後とも引き続き、このような男女共同参画によるまちづくりの推進を図ります。

(改善項目)

① 審議会、委員会への女性登用の拡大

計画策定などの場における女性の参画を拡大するため、各種審議会等委員への女性の登用率の拡大に努める。

3 村民活動への支援・協力と住民活動団体の連携促進

個々の自発的な意志、幅広い関心、興味等により対等な関係で構成された非営利団体や個人の活動は、幅広い分野で、ますます活発になりつつあります。

しかし、これらの活動に対する新しい社会的な仕組みは、いまだ成熟しているとはい

えず、その過渡期にあるといえ、住民活動を促進する法律（NPO法）の整備など国においても急速に住民活動を支える環境を整えつつありますが、力の弱い団体など未だその機能を十分に発揮できる状況にはありません。

このため、多種多様な住民団体が自主的に活動しやすいように村においても、過度の干渉とならないように配慮しながら、リーダーの養成、情報の提供など積極的な支援を推進します。

（改善項目）

- ① 住民活動をささえるため、相談部署を明確にし、情報提供などの機能を整備する。
- ② 住民活動団体が連携して相互に情報やノウハウを交換し、刺激しあえるような場づくりを行う。

Ⅲ 行財政改革の推進に当たって

1 行財政改革の推進期間

改訂後の本計画の推進期間は、平成19年度から21年度までの3カ年間とします。

2 進行管理

行財政改革の着実な推進と適切な進行管理を行うため、毎年度、進行状況を確認し、それに基づき次年度の推進内容等を確認します。

平成16年度から18年度までの進捗状況を踏まえ、取り組みを強力に推進することとします。

なお、行財政を取り巻く情勢が非常に流動的な状況にあるので、継続的な見直しを行っていくものとします。

3 村民への情報提供と村民意見の反映

村民の理解と協力を得て行財政改革を推進するため、進行状況等を広報紙やホームページ等で公表するものとします。

4 議会への報告

行財政改革をより実効性のあるものとするため、毎年度村議会に行財政改革推進計画の進捗状況等を報告し、必要な助言を求めます。

改善項目一覧表

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に達した取り組みにより見込まれる効果見込額と効果見込額の合計額を改善項目別の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果見込額

項目	成果 (H16～H18取組項目)		効果見込額	取組の内容		実施年度 (H19～H21取組年度)	効果見込額	担当課
	取組の内容	取組の内容						
1 積極的な施策展開のための財政運営	(1) 効果的、効率的な財政運営	(1) 予算編成の改善 ・ 予算編成作業効率化にむけて、経常経費配分方式によるマイナス10%シーリング ・ 性差別分割要求方式などを導入		① 予算編成の改善 ・ 状況に応じた編成手法を柔軟に取り入れる ・ 効率的で質の高い編成業務に心がける	H19		総務課	
		(2) 第3次明日香村空備計画(村事業)の策定し、計画の中間年度見直し(H16)進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ優先順位、再見直しを実施(事業費で約56億円縮減)		② 予算編成における事務事業評価の反映 ・ 事務事業評価制度の導入を検討 ・ 費用対効果などの結果が予算編成に反映する手法と評価結果の数値化を検討する ③ 第3次明日香村空備計画事業の推進 ・ 未完了の事業金について算業精査を実施し、優先順位、年度割等の算業を行う ・ 予算編成時には、財政状況を踏まえ一層検討を加える ④ 公共工事のコストの縮減 ・ 「公共工事コスト削減対策に関する新行動指針」を基に、村公共工事コスト削減に関する計画を策定し、10%以上の縮減を目指す	H21	▲5	総務課	
2 財政運営健全化	(1) 積極的な施策展開のための効果的財政運営	(1) 補助金の見直し ・ 「補助金交付要綱」を策定(H16) ・ 団体等運営費補助から事業費補助への転換	93	① 補助金の見直し ・ 「補助金交付要綱」の適正執行 ・ スクラップアンドビルド方式とし、3年間で30%の縮減を図りつつ、重点的な執行に努める ・ 法令等の定めにより行う補助は、事業毎に補助金交付基準を策定し、適正な執行に努める。 ② 負担金の見直し ・ 備成団体、関係団体との定例的な協議により経費の抑制を図る	H19	18	全課	
		(2) 地方債発行の適正化 ・ 繰入に占める村債割合を15%以内に抑制 (⑩12.5%⑪6.8%⑫6.6%) ・ 後年度公債費を抑制	36	① 村債依存度の上限設定 ・ 繰入に占める村債割合を15%以内に抑制する ・ 起債利率比率を15%以内に抑制する ② 村債残高の圧縮 ・ 普通会計：平成18年度末見込み残高36億7千万円を30億円以内とする ・ 企業会計：30億円を維持する ③ 有利な起債の選択 ・ 利債の発行にあたっては、後年度交付税措置のあるものを選択 ・ 金利動向に注意し、長期で低利な資金を活用 ④ 地方債償還額の平準化 ・ 簡率地方債に対して借換債発行を継続策定	H19	6	総務課 地域づくり課	
		(1) 地方債発行の適正化		① 村債依存度の上限設定 ・ 繰入に占める村債割合を15%以内に抑制 (⑩12.5%⑪6.8%⑫6.6%) ・ 後年度公債費を抑制	H19		総務課 地域づくり課	
		(2) 地方債発行の適正化	▲49	② 村債残高の圧縮 ・ 普通会計：平成18年度末見込み残高36億7千万円を30億円以内とする ・ 企業会計：30億円を維持する ③ 有利な起債の選択 ・ 利債の発行にあたっては、後年度交付税措置のあるものを選択 ・ 金利動向に注意し、長期で低利な資金を活用 ④ 地方債償還額の平準化 ・ 簡率地方債に対して借換債発行を継続策定	H19		総務課 地域づくり課	

改善項目一覧表

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に纏じた取り組みによる要効果額と効果見込額の合計額を改善項目別の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

項目	成果 (H16～H18取組項目)	効果見込額	取組の内容	改善項目 (H19～H21取組項目)	実施年度	効果見込額	担当課
(2) 受益者負担の適正化	①使用料の見直し ・健康福祉センター、公民館の施設利用料改定 ・学校開放に伴う夜間照明利用一部負担金改定 ・幼稚園入園料及び保育料改定 (3ヶ年の段階的措置有り) ②手数料の見直し ・雅証明手数料は県下市町村の状況、原価費用積算結果により現行料金を維持 ・一般家庭ごみは有料化せず排出量を減量化し、処理経費の削減を目指す ③公営企業会計及び特別会計の使用料等の見直し ・水道、下水道登録業者手数料改定	6	⑤ペイオフ対策 ・銀行繰越資金の決定には、預貯金とのバランスを考慮したうえで村債発行にあたる	H19		総務課	
			①使用料の見直し ・地方自治法の一部改正に伴い、行政財産の目的外使用に關する規定を再整備	H20	2	総務課	
			②手数料の見直し ・法定分を除く手数料について、サービスの提供に係る経費は受益者負担を原則に手数料の再算算を実施 (H19)	H20		全 課	
(3) 財源充実のための活動	①財政的支援の要請 ・歴史的風土創造的活用事業交付金制度の5年延長及び増額交付 額：1億1,000万円/年 県2,750万円/年 ②臨時財政対策債に代わる財源確保の創設要望 ・臨時財政対策債の発行許可が3年間延長	690	③使用料・手数料の定期的な見直しの実施 ・社会情勢の変化などを反映し、適正な負担とするため5年を目途に定期的な見直しを実施	H21	2	全 課	
			①土地利用方針の推進 ・市街化区域内農地の宅地化、商業施設の誘致、産業施設の集約化、既存集落の人口増加の促進、新規就農支援等を含む土地利用方針を策定	H20		地域づくり課 政策調整課	
			②関係機関との連携強化 ・飛鳥古京を守る議員連盟への積極的な働きかけ ・関係省庁、県及び村で組織する明日畜産整備計画推進連絡会の開催	H19		政策調整課 総務課	
			③財政的支援の要請 ・歴史的風土創造的活用事業交付金制度の恒久化を強く要請する ・設備計画審査推進のための特別地方債の制度創設や財政支源確保を要請する	H19		政策調整課 総務課	
		1,284	④新たな財源の検討 ・歴史的景観、文化財等の保存事業のための寄附金等国民的財政支援の導入検討 ・法定普通債の積立、法定外統の創設等税制全般について検討を行う。	H19	20	政策調整課 総務課	
						67	

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に講じた取り組みにより算出された効果見込額と効果見込額の合計額を改善項目別の「効果見込額」は、今後の取り組みにより算出される効果見込額

改善項目一覧表

項目	成果 (H16～H18取組項目)		効果見込額	取組の内容		実績年度 (H19～H21取組項目)	効果見込額	担当課	
	取組の内容	取組の内容							
1 事務事業の整理合理化と施策の適正な選択	(1) 行政の効率性確保	①健康福祉センター運営 ・指定管理者による施設運営を導入(H18～)	18	①健康福祉センター運営の検証 ・機械設備の更新時期を控え、施設運営のあり方について計画期間内に向け	H20	H20	住民課		
		②国民健康保険診療所赤字補てんの削減 ・赤字補てん繰出の縮減 ⑤13,940千円 ⑥6,219千円 ⑦7,421千円 ⑧9,790千円							
2 社会環境の変化に対応した施策の再編	(2) 村民ニーズとの適合性	①納期前金納税奨励制度の廃止 ・村民税及び国民健康保険に対する納期前全納税奨励制度を廃止 (H17～)	25						
		②廃吊制度の廃止統合 廢 事：95歳以上長寿訪問、100歳登寿並びに敬老お祝い金制度を廃止。米寿訪問は年1回訪問から誕生日毎に訪問 申 事：村内在住者死亡時の香料を廃止し、板橋をおくる その他：異動金等は交際費支出となり公金支出の妥当性などを加味し廃止	12						
		③学校開放の推進 ・小学校区内運動場を新たに施設開放							
		④全庁的施策の効率的な推進体制の確立 ・庁議、課長会の定例的開催の移行							全 課
		⑤事務事業の見直し							全 課
		②村内配布文書の削減 ・全戸配布文書の配布時期を調整し、広報紙への掲載を原則とする ・公民館だよりを広報紙へ統合		①全庁的施策の効率的な推進体制の確立 ・内部連絡調整機能の強化により緊密な連携体制を築き効率的な業務を展開 ②村内配布文書の削減 ・各大字への負担軽減と省資源化	H19	H19	全 課		
		③事務の迅速化 ・行政総線の再編に併せ、処務規程、事務決済規程を改正し、意思決定の迅速化、決裁権限(専決権)の拡大、事務処理時間の短縮手順を統一		③事務の迅速化 ・事務改善を継続して実施	H19	H19	全 課		
		④制服費の削減 ・使用頻度、耐久年数に見合う基準に延長 ・女子職員は廃止	6	④出張旅費、報酬等の口座振替費削減 ・委員報酬、療養旅費等を口座振り込みとする	H19	H19	総務課 (出納室)		
		⑤出張旅費の削減 ・公用車による出張を原則 ・県外出張等可能な限り宿泊はしない		⑤市内配布文書や事務用消耗品等事務経費の削減 ・文書管理ソフトの活用による文書総量の削減 ・印刷費等の予算額での削減	H19	H19	全 課		
		⑥市内配布文書や事務用消耗品等事務経費の削減 ・文書管理ソフトの活用による文書総量の削減 ・印刷費等の予算額での削減	103						

改善項目一覧表

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に講じた取組組みにより算出見込額と効果見込額の合計額を改善項目別の「効果見込額」は、今後の取組組みにより算出見込額と効果見込額の合計額

項目	成果 (H16～H18取組項目)		改善項目 (H19～H21取組項目)		効果見込額	効果見込額	効果見込額	効果見込額	効果見込額
	取組の内容	取組の内容	取組の内容	取組の内容					
2 民間活力の積極的な活用	①車両運転業務 ・小学校スクールバスと村内循環バスを総合運行バス車両の利活用、運転業務のアウトソーシングを実施 ②こみ取組業務 ・収業業務等従事職員の退職不補充 ・派遣職員、日々雇用職員による対応	①車両運転業務 ・公用バス、幼稚園バスは、車両の耐用年数、従事職員の欠員など個々の事情に応じ、段階的に委託運行方式に移行 ②こみ取組業務 ・収業全線を異直し、匡営または委託化する業務を整理し、収業効率の向上と適切取組に努める ③学校給食調理業務 ・「産場産品による手作りの給食」を基本理念にセンター調理方式を維持するが、施設更新を急めてセンター全線についての検討を実施	9	112	0	112	0	112	0
3 情報化の推進	(1) 行政の情報化 ②情報化の推進 ・市内LAN及びLIGWANの構築 ・市内LANの構築により「一人一台PC化」を実現、業務連絡の迅速化、情報の共有化を推進 ・インターネットによる情報提供の充実のため、「明日香村Webサイト(ホームページ)」のリニューアルを実施 ・行政情報と観光振興情報を提供	①情報ネットワークの利活用 ・電子メールによる事務連絡、行政情報の電子情報公開及び共有化を徹底							
4 広域行政の推進	①消防事務の広域化 ・消防、救急事務の一層の充実強化を図る ・財務執行の適正化と経費の削減のため、構成市町村財政担当課による会議を定期的に関催 ②障害福祉事業の制度改正に伴う広域化 ・構成員、高取町、明日香村障害者認定審査会を共同設置	①広域行政の一層の強化 ・消防、救急対策、保健福祉等各事務の一層の連携強化を図る	67	▲10	67	▲10	67	▲10	67
			342		342		342		23

改 善 項 目 一 覧 表
 ※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に隣じた取り組みによる実効果額と効果見込額の合計額を
 改善項目欄の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

項 目	成 果 (H16～H18取組項目)		効果見込額	取組の内容		実施年度	効果見込額	担当課
	取組の内容	取組の内容						
1 組織・機構の再編	(1) 組織・機構の再編	① 滿意で、効率的な組織 ・ 縦割り行政の弊害を取り除き、村民から見てわかりやすく、利用しやすい組織とするため組織の再編を実施 ・ 部制の廃止 ・ 11課1局を6課に統合 ・ (教育委員会事務局を含む) ・ 執務室の整理統合 (H17.4～)	5	① 滿意で、効率的な組織 ・ 住民ニーズに応じた組織となるよう柔軟に対応	H20			総務課
		(2) 内部事務の効率化	① 会議の執行の迅速化 ・ 会議の迅速化と連絡調整を確実にを行うため「庁内会議調整マニュアル」を策定 ① 内部調整機能の強化 ・ 規程規程、事務決裁規程等関係規程の再整備により、内部調整ルールの明確化 ・ 組織再編により政策調整課を設けし、内部調整、内部子エッククにあたる ② 施設・出先機関の権限の明確化 ・ 指定管理者制度を導入し、施設の管理業務の権限を明確化 ・ 運営施設は、例規等の再整備により、明確化					
3 施設の管理運営の適正化	3 施設の管理運営の適正化	① 委託業務の統一マニユアル化 ・ 各施設に共通する委託業務(整備保繕、消防施設点検など)は、村の施設全てを包括して入札又は交渉を実施 ② 施設管理費(ランニングコスト)の節減 ・ 指定管理者制度を導入 ・ 公設38施設中5施設を指定管理 ・ あすか遊園地 ・ 健康福祉センター ・ 明日香民俗資料館 ・ 南郷明日香ふれあいセンター ・ 万葉万葉記念館 ・ 明日香の夢市 ③ 施設の維持補修計画の策定 ・ 5年程度の維持補修計画を予算編成時期に併せて積算し、関連部署が共通認識し、対応を検討	48	① 施設の管理・運営への村民参加 ・ 利用時間の拡大など利用者の自由度を高めるため住民参加による管理運営システムの構築を図る ② 施設の有効利用の推進 ・ 施設利用率の向上にむけ、網散期を中心に施設の利用者制限の緩和、利用目的の拡大化などを検討導入する	H20			関係課
								関係課

改善項目一覧表

※成果目標の「効果見込額」は、H16～H18に議じた取り組みによる実効成果と効果見込額の合計額を改善項目額の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

項目	成果 (H16～H18取組項目)	取組の内容	効果見込額	取組の内容	取組年度 (H19～H21取組項目)	効果見込額	担当課
4 公社等の外郭団体と村との役割分担	(1) 団体の自立性の強化	①村職員の出向の見直し ・各団体の自立性を促進するため、村職員の出向者数を抑制 ・社会福祉協議会への出向2名を1名に ・観光開発公社への出向及び権限委譲	74	①団体への委託事務の見直し及び権限委譲 ・行政効果、経費の削減の観点に立ち、団体への事務委託を見直す	H19	16	関係課
		②団体への委託事務の導入により管理委託の廃止、清掃施設運営業務委託の廃止		②団体に対する経営改善策の指導助言 ・団体との連絡調整を密にし、設立目的を達成するためのの方策を再検証する			
		②団体に対する経営改善策の指導助言 ・地域振興公社への運営補助金の削減	54				
	(2) 団体の業務の高度化			①団体の連携強化 ・地域振興公社と観光開発公社の連携強化により類似業務を共通化により効率化を図る。	H18	24	関係課
				②団体の体制整備 ・公益法人制度改正に対応できる万全な体制を整備	H19		
			181			38	

※成果額の「効果見込額」は、H16～18に確じた取り組みにより見込まれる効果額
 改善項目の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

改善項目一覧表

項目	成果 (H16～H18取組項目)	効果見込額	取組の内容	実施年度 (H19～H21取組項目)	効果見込額	担当課
1 定員管理・人事管理の適正化	(1) 特別職のあり方		①助役、収入役の必要性の検証 ・ 条例を定め助役を置かない(H16.10.14～) ・ 収入役空席(H16.10.14～) ・ 条例を定め収入役を置かない(H17.4.1～) ②特別職の職員の報酬額等の引き下げ ・ 報酬の引き下げ 平均▲3.9% (H16.4.1) 平均▲2.4% (H18.4.1) ・ 期末手当の見直し 期末手当算定基礎額加算及び役職加算を廃止 ▲32.3% ③議会体制の見直し取組 ・ 議員定数の削減 12名が10名に (H17.7.2～)	H19	148	総務課 政策調整課
	(2) 定員管理の適正化		①定員適正化計画の策定 ・ 計画策定 (H18.4) 21年度末職員目標総数80人	H19	498	総務課
			②相互応援体制の強化 ・ グループ制の導入により、課内の柔軟性を向上	H19		全課
3 人事管理の適正化		②定数外職員の特殊・専門的分野での活用 ・ 公用車の運転等の嘱託職員を4名削減 ・ 日々雇用職員(一般事務業務)の廃止	③定数外職員の特殊・専門的分野での活用 ・ 職員では対応出来ない専門的な業務について、短期的に定数外職員を活用	順次	23	全課
		①人事評価制度の充実 ・ 公務員給与改革に伴い新人事評価制度を導入 毎年10月を基準日 人奉、給身に適正に反映する制度 ・ 勤務評定実施要件を策定(H18.4)	①職員育成型人事ローテーション ②業績評価などを取り入れた人事配置制度 ③専門職制度の導入 ④女性職員の積極的な管理監督者への登用 ・ 職員の適正配置による事務の適正化、効率の向上を目指す	H20		総務課
			⑥服務規律確保への取り組み ・ 機紀の厳正、服務規律の確保に全庁を挙げて取り組む ・ 交通マナー等の懲戒規定の検討	H19		総務課

改善項目一覧表

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に同じた取り組みに、H16～18に同じた取り組みにより見込まれる効果額
改善項目欄の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

項目	取組の内容	効果見込額	取組の内容	実施年度	効果見込額	担当課
2 給与制度の適正化	①管理職手当の改正 ・管理職総数の削減H5・35名→H18・25名 ・職務に応じた手当率(H17) 部長級 15%→職階止 課長級 12%→15% 主任級 7%→10%	5	①地域手当の改定 ・支給率の見直し	H20		総務課
	②期末勤続手当の役職加算の課止 ・課止前 部長級15%、課長 補佐級10% 係長級5% (H17)	48	②成績主義による給与制度の確立 ・人事評価制度の適正運用に努め、評価結果を給与に反映させる	H19		総務課
	③調整手当の改正 ・調整手当3%を廃し、地域手当2%(H18)	16				
	④特殊勤務手当の改正 ・税務、運転、清掃員、企業職、診療所、エックス線、等の特殊勤務手当を全廃(H16)	12				
	⑤高齢職員の取扱い ・高58歳以上の職員に対する役職定年を導入(H16)					
	⑥早期勤続退職制度の導入 ・高齢退職者取扱要綱に基づく適正運用(H17) ・職員の退職選考置換条例(H16) ・満35歳以上退職者の退職金基礎額を年齢に応じ最大50%加算	▲47				
	⑦成績主義による給与制度への転換 ・公務員給与改革に伴い新評価制度を導入 ・勤務評定実施要領を策定(H18.4) 再掲					
3 職員の能力向上	①職員研修の実施 ・一般職員：自治体版OS、住民とのコミュニケーションとマナー研修の実施(H18) ・管理職：管理能力の向上と問題解決能力の習得研修の実施(H18) ・県市町村職員研修センターへの派遣(H16～)	▲1	①職員研修の実施 ・政策形成能力の育成、管理者能力の養成、経営感覚の養成を重点に研修を実施 ・直接実施 ・県市町村職員研修センターでの研修	H19		政策調整課 総務課
		917			233	

改善項目一覧表

※成案額の「効果見込額」は、H16～18に講じた取り組みにより見込まれる効果見込額と効果見込額との合計額を改善項目別の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果見込額

項目	成案額 (H16～H18取組項目)	効果見込額	改善項目 (H19～H21取組項目)	実施年度	効果見込額	担当課					
第5 行政の公正・透明性の確保	1 情報公開の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧料金の整備 (H17) ・閲覧対象資料の拡充 (H17) ・個人情報保護条例に罰則規定を追加 (H18) ・村ホームページのリニューアルを実施 (H17) 観光情報から行政情報へ重点化 観光情報は観光協会、観光開発公社との連携により提供	①情報公開の充実 ②迅速な情報提供	取組の内容 ①行政事務全般にわたる広報指針の策定 ・行政情報の提供に不均衡が生じないよう「広報に関する指針」を策定	H18		総務課					
							2 関係機関型広報の充実	②広報媒体の拡充 ・タイムリーな情報を提供するため、インターネットを活用	H19		政策調整課
								①内部監査の充実 ・地方自治法の一部改正に伴う委員数の増が必要か否かの検証			
3 監査機能の充実	②外部監査の導入検討 ・外部監査制度の導入、行政監査機能充実などを検討	H20		▲2	総務課						
									▲2		

改善項目一覧表

※成果欄の「効果見込額」は、H16～18に講じた取り組みにより見込まれる効果額

改善項目の「効果見込額」は、今後の取り組みにより見込まれる効果額

項目	成果 (H16～H18取組項目)	効果見込額	取組の内容	改善項目 (H19～H21取組項目)	実施年度	効果見込額	担当課
1 社団法人の村民参加			①住民委員会の導入検討 ・「政策課題意見交換会」を立ち上げ、村民の生の意見や提案を村政に反映できるシステムを構築	①計画、事業について検討段階からの公表 ・委員の公募検討 ・ワークショップの開催 ・パブリックコメントの導入	H18		関係課
			②審議会、委員会などの公開 ・村民の関心を高めるため、審議会や委員会の内容を公開する基準を策定		H19		政策調整課
2 実行への村民参加			①村民参加の意識の醸成	①村民参加の意識の醸成 ②村民参加を図る環境づくり ・地域コミュニティ、NPO、企業、ポランテニア団体などの育成 ・整備基金における大字管理組合の機能強化	H20		政策調整課 総務課
			②村民参加を図る環境づくり ・地域コミュニティ、NPO、企業、ポランテニア団体などの育成 ・整備基金における大字管理組合の機能強化		H20		金 課
3 住民活動団体			①村民参加の意識の醸成	①村民参加の意識の醸成 ・行政依存体質からの脱却を進め、行政が行う事個人が行う事を明確にする ②審議会、委員会への女性参用の拡大 ・女性委員比率を現状の19%から30%への引き上げを図る	H20		全 課
			②村民参加を図る環境づくり ・地域コミュニティ、NPO、企業、ポランテニア団体などの育成 ・整備基金における大字管理組合の機能強化		H20		全 課
			①相談部署の明確化、情報提供機能の整備 ②住民活動団体の連携の場づくり ・住民活動団体への情報提供、行政との連携を深める		H19		政策調整課

第6 村民参加の一層の充実